

さ情審査答申第137号  
平成29年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年6月14日付けで貴職から受けた、「[与野本町小学校複合施設整備基本計画策定及び整備手法検討業務 プロポーザル]に係る企画競争実施における選定業者及び次点者の企画提案書」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成28年2月26日付け都行第1708号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分のうち、条例第7条第3号により不開示とした部分は、その具体的なおそれが示されておらず違法であることから、本件処分を取り消し不開示部分の開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

- (1) 私は、平成28年1月12日、処分庁に対して、条例に基づき平成27年5月公示の本件対象行政情報の公開請求をした。
- (2) 処分庁は、平成28年2月26日、(1)の請求に対し「個人の役職等は条例第7条第2号に該当し、開示することにより特定の個人を識別できる恐れがあるため、また、企画提案書のうち、仕様書等のプロポーザル関係資料に記載のない情報で、提案者独自の視点及び技術力により作成

された文章及び図表は、条例第7条第3号に該当し、公開することにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。」処分を行った。

(3) しかし、本件処分の後段部分について、具体的なおそれを示すことなく条例第7条第3号の規定により不開示とする不開示処分は違法である。違法であることの理由として同条第3号に関する2つの判例を以下に示す。

- ① 判例一1：行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成17年法律第102号）第5条第2号に該当するためには、「競争上の地位、財産権その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要である（最判平成23・10・14集民238号57頁）。
- ② 判例一2：同法第5条第2号に該当するか否かの判断に当たっては、法人やそれが属する業界の多様な種類、業態、性格、商圈その他の諸要素を勘案し、当該法人について問題となる利益の内容、性質をも考慮した上、それに応じて当該法人の権利保護の必要性、程度等の諸事情を検討して行う必要があるとし、国会審議の際に、当該情報は公開を予定していないことを前提とする立案担当者の説明がなされた経緯があったとしても、そのことのみをもって本条2号に該当することの根拠とすることはできないと判示している。（名古屋地判平成18・10・5判タ1266号207頁）

(4) 以上のことから本件処分の取り消しを求めて本異議申立てに及んだ。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 プロポーザル方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため、公募により複数の事業者から当該随意契約に係る業務の実施に関する提案を求め、当該提案のうち最も優れた提案を行った事業者を選定する方式をいう。
- 2 本件プロポーザルでは「与野本町小学校複合施設整備基本計画及び整備手法検討業務」を委託する事業者を選定するにあたり、公募により民間事業者の提案を募集した結果、2者から応募があり、企画提案書が提出された。この企画提案書について、さいたま市プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会条例（平成26年さいたま市条例第15号）に基づく委託業務事業者選定委員会で提案審査を行い、優先交渉権者（選定者）及び次点者を決定した。

3 企画提案書は、法人が蓄積している技術力、提案力を発揮することで作成される文章や図表によって構成され、発注者が期待する業務成果とそのプロセスを独自の視点で提案として示すものである。これを有識者による選定委員会によって評価し、優先交渉権者を選定する。

したがって、企画提案書とは、法人が有するノウハウの集積であるため、情報公開により第三者が入手することで、ノウハウが流出することは法人の不利益と推察される。そのため、本件処分にあたり、本件プロポーザル参加の二者に対し、条例第16条第1項に規定する意見照会を行ったところ、「提案書の作成のノウハウについては自社の財産であるため、正当な対価を負担しない第三者がこれを入手し、模倣可能な状況になることは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため開示するべきでない」などの意見があった。

4 処分庁は、「与野本町小学校建替えに伴う複合施設整備基本計画策定業務委託事業者選定委員会集計表」並びに、優先交渉権者の企画提案書及び次点者の企画提案書を特定し、個人の役職、氏名、年齢等及び法人の口座情報を条例第7条第2号及び第3号に該当するとして不開示とした。

また、上述の二者の意見を参考にして、当該企画提案書の実施方針、実施体制、工事等の手法及びワークショップの手法などが「企画提案書のうち、仕様書等のプロポーザル関係資料に記載のない情報で、提案者独自の視点及び技術力により作成された文章及び図表」に係る部分とし、公開することにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示とした。

5 異議申立人は、「企画提案書のうち、仕様書等のプロポーザル関係資料に記載のない情報で、提案者独自の視点及び技術力により作成された文章及び図表は条例第7条第3号に該当し、公開することにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれがある」という不開示の理由に対して、「具体的なおそれを示すことなく条例第7条第3号の規定により不開示とする不開示処分は違法であるため、本件処分の取り消しを求める。」と主張しているが、「企画提案書のうち、仕様書等のプロポーザル関係資料に記載のない情報で、提案者独自の視点及び技術力により作成された文章及び図表」を開示することは当該法人の競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれがあるとして、一部開示決定通知書において開示しない部分及び理由を記載しており、条例第12条第1項に規定する理由付記を適切に示している。

#### 第4 審査会の判断の理由

## 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、異議申立人から平成28年1月12日付けで開示請求を受けた「平成27年5月公示の「与野本町小学校複合施設整備基本計画策定及び整備手法検討業務 プロポーザル」に関する①評価票②選定者及び次点者の提案書」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、当該業務委託事業者選定委員会による集計表並びに優先交渉権者及び次点者の企画提案書を本件対象行政情報として特定し本件処分を行ったところ、異議申立人は、条例第7条第3号を理由として不開示とした部分は、具体的なおそれが示されておらず違法な処分であるとして、本件処分の一部を取り消す決定を求めて本件異議申立てを行ったものである。

## 2 本件プロポーザルの概要について

この業務は、与野本町小学校に現在3棟ある校舎の、一番北側の校舎を建て替えるというのがメイン事業である。

ところで、さいたま市は、公共施設マネジメント計画（小学校等を経て替える際には、近隣の公共施設を複合化し、それにより空いた土地について活用・処分を促進する）に取り組んでおり、今回の建替え事業はその取り組みを実現するための最初のモデル事業である。

加えて、対象敷地には既にコミュニティセンターが併設されているだけでなく、既存の校舎の中に放課後児童クラブが存在していることや既存校舎については既に耐震改修は行われているものの、実際には老朽化が激しいことから、どこまで改修して引き続き建築物とするかといった点も検討を要する事情であり、これらの事情が複雑に絡む中、事業全体をどう組み立てていくのかについて企画提案を募ったのが本件プロポーザルである。

## 3 本件処分の当否について

### (1) 条例第7条第3号について

本号は、法人の事業活動の自由あるいは公正な競争秩序の維持は、社会的に保障されなければならないという必要性から、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、不開示とすることを定めたものである。

### (2) 本件不開示部分について

上述したように、本件プロポーザルに係る案件は、複雑な事情が存在する中、どのようなストーリーで、どのように順序立てて成果物にしていくかという計画策定が必要となる案件であり、技術的なメリットを競い合うというよりも、どのようなプロセスを提案するのかということ自

体が提案者のノウハウの集積となる。そこで、実施機関は、企画提案書のうち、仕様書等のプロポーザル関係資料に記載のない情報で、提案者独自の視点及び技術力により作成された文書及び図表（例えば、提案者において留意点を示している箇所やアンダーラインを施した箇所である。）を具体的に区分けし、その内容を精査した上で不開示情報として特定している。

そして、実施機関が不開示として特定した箇所は、提案者のノウハウとしてその提案者の財産として認められるところ、開示されることで第三者によって模倣可能な状態となるのは当該提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになることは明らかである。

異議申立人は理由付記が不十分であると主張するが、個別・具体的な内容については、条例第7条第3号の該当性について精査した上で開示すべき行政情報を特定しており、適法と認められる。その上で本件は、上記のごとく「公共施設マネジメント計画に対するプロポーザル」という、技術や技法等と異なり具体的な特定を行うことがその性質上困難な事案であることを踏まえるならば、それ以上の情報を不開示とした原処分は妥当と言わざるをえない。

- 4 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 6月14日	諮問の受理（諮問第426号）
②	同 年 6月28日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 9月15日	審議
④	同 年 11月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成29年 1月19日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)